

## 施策09 セーフティネットによる生活支援

### 目的

- 対象** ……生活困窮者, 生活保護受給者  
**意図** ……自立して生活を送ることができる  
健康で文化的な生活を送ることができる

### 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



### 施策の方向

生活保護に至る前の生活困窮者の早期把握に努め、個々の状態に応じた適切な支援を行うとともに、生活保護制度の適正な運用により健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立に向けて継続的な支援を実施していきます。

### 施策のポイント

- 生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援や低所得者・離職者支援の推進
- 生活保護制度の適正な運用
- 生活保護受給者の就労支援及び日常生活や社会生活における自立支援の充実
- 関係機関との連携による生活困窮者の相談対応

### 基本的取組の体系

#### 施策09 セーフティネットによる生活支援

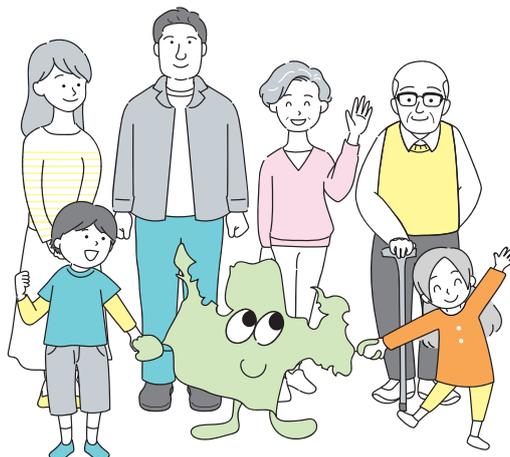
#### 基本計画事業

##### 09-1 生活困窮者の自立支援

生活困窮者自立支援事業

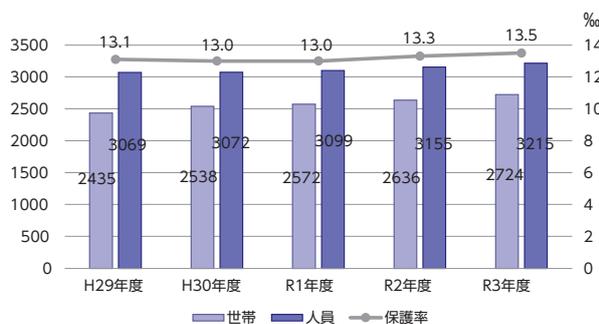
##### 09-2 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

自立支援事業の充実



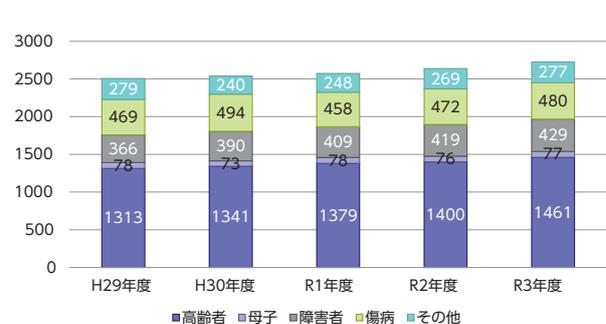
- 国は、平成27年4月1日から、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがあり、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとに関わる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援することを目的とした「生活困窮者自立支援制度」を開始しています。
- 現在、市は、ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において、相談や就労支援等を一体的に実施しているほか、離職等により経済的に困窮した方が「住居確保給付金」制度を活用できるよう支援しています。
- 子どもの貧困の連鎖を防止するため、子ども・若者総合支援事業「ここあ」において、生活困窮世帯や生活保護受給世帯の中学生を対象とした学習支援に取り組んでいます。また、令和2年度からは、調布市社会福祉協議会と連携し、生活困窮者の相談窓口として「調布市生活ほっとあんしん相談事業」を実施しています。
- 市は、「漏給防止」、「濫給防止」、「自立支援」を柱に、生活保護の適正な実施と生活困窮者の自立に向けた支援に取り組んでいます。平成30年以降、生活保護の受給世帯数は増加傾向が続いており、世帯類型別に見ると、高齢者世帯及び障害者世帯が一貫して増え続けているのが特徴です。

<生活保護世帯数・人員数・保護率の推移>



※ % (パーミル) : 1000分の1を1とする単位 (千分率)。  
1‰は0.1%となります。

<世帯類型別被保護世帯数の推移>



- 高齢化の進行や今般の物価高騰等の影響により、市においても生活に困窮する方が更に増加することが懸念されます。そのため、今後も引き続き、生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活に困窮する市民の社会的・経済的な自立を促進するための取組の充実強化を図る必要があります。

## 基本的取組の内容

### 09-1 生活困窮者の自立支援

#### ◆生活困窮者に対する自立相談支援

生活困窮者からの相談へのきめ細かな対応及び相談体制の強化を図るとともに、各種事業の周知に努めます。また、ワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において、生活困窮者の相談支援のほか、支援プランの作成や就労支援を実施します。

#### ◆生活困窮者に対する就労準備支援

就労に従事する準備が必要な方に対しては、基礎能力形成のために、生活リズムを整える等の日常生活自立・社会生活自立に向けて就労準備支援を行います。

### ◆生活困窮者に対する家計改善支援

家計収支の均衡がとれていない等、家計に課題を抱える方に対し、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出し、助言・指導等を行うことで、家計管理能力を高め、生活再生に向けた支援を行います。

### ◆生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により生活に困窮し、求職活動を行っている方に対して、家賃相当額の給付を行うとともに、自立に向けた支援を行います。

### ◆生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援

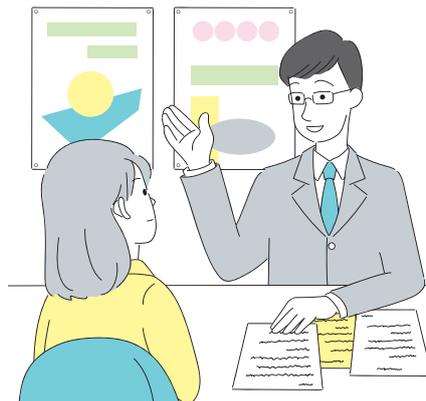
生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行うとともに、生活困窮世帯の子どもとその保護者に対する生活面も含めた支援の充実を図るなど、貧困の連鎖防止や自立促進のための取組を推進します。

## まちづくり指標

| まちづくり指標                | 基準値              | 目標値                    |
|------------------------|------------------|------------------------|
| 就労支援対象者のうち、就労・増収した者の割合 | 86.1%<br>(令和3年度) | 90.0%<br>(令和8(2026)年度) |

## 基本計画事業

| No.      | 40   | 区分  | 継続   | 担当課  | 生活福祉課 |
|----------|--|---|--|--|-------|
| 事業名      | <b>生活困窮者自立支援事業</b>   |   |  |  |       |
| 事業の概要    | 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方の自立を支援するため、生活困窮者の早期把握に努め、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。  |   |  |  |       |
| 年度別計画    | 令和 5(2023) 年度  | 令和 6(2024) 年度   | 令和 7(2025) 年度  | 令和 8(2026) 年度  |       |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者自立支援事業の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援機関の運営</li> <li>・住居確保給付金の支給</li> <li>・就労準備支援事業の実施</li> <li>・家計改善支援事業の実施・拡充</li> <li>・子どもの学習支援事業の実施</li> </ul> </li> <li>○検証を踏まえた事業の実施</li> <li>○生活困窮者支援団体への支援</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○継続                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続</li> <li>・継続</li> <li>・継続</li> </ul> </li> <li>・家計改善支援事業の実施</li> <li>・継続</li> <li>○継続</li> <li>○継続</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○継続                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続</li> <li>・継続</li> <li>・継続</li> </ul> </li> <li>・子どもの学習支援事業の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・拡充の検討</li> </ul> </li> <li>○継続</li> <li>○継続</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○継続                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続</li> <li>・継続</li> <li>・継続</li> </ul> </li> <li>・子どもの学習支援事業の実施、検討を踏まえた取組</li> <li>○継続</li> <li>○継続</li> </ul> |       |
| 事業費(百万円) | 93   | 93  | 93   | 93   |       |



## 09-2

## 生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援

## ◆生活保護制度の適正運用の推進

生活が困窮している市民にとっての最後のセーフティネットとして、生活保護制度を適正に運用するとともに、医療扶助の適正化や資産調査等の取組の強化を図ります。

## ◆就労支援の充実

ケースワーカーや専門支援員がハローワーク等の関係機関と連携を図り、生活保護受給者の就労に関する相談・支援を強化します。

## ◆社会的な自立に向けた体制づくりの推進

ケースワーカーが関係機関と連携し、きめ細かな訪問活動を行うほか、自立支援プログラム等の支援を実施します。また、調布市社会福祉協議会との連携強化による支援体制の充実を図りながら、生活保護受給者の自立を促します。

## まちづくり指標

| まちづくり指標                    | 基準値              | 目標値                    |
|----------------------------|------------------|------------------------|
| 就労支援事業等の参加者のうち、就労・増収した者の割合 | 33.9%<br>(令和3年度) | 50.0%<br>(令和8(2026)年度) |

## 基本計画事業

| No.      | 41  |             |             |             |     |     |       |
|----------|---|-------------|-------------|-------------|-----|-----|-------|
| 事業名      | 自立支援事業の充実   |             |             | 区分          | 継続  | 担当課 | 生活福祉課 |
| 事業の概要    | 生活保護受給者の自立に向けて、自立阻害要因を把握したうえで、自立支援プログラムを策定します。プログラムを適用することにより、必要な経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に向けた支援を行います。                              |             |             |             |     |     |       |
| 年度別計画    | 令和5(2023)年度   | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 | 令和8(2026)年度 |     |     |       |
|          | ○経済的自立に向けた支援<br>・就労支援員による支援<br>・就労や就労意欲形成に関する支援<br>○日常生活自立に向けた支援<br>・金銭管理・健康管理に関する支援<br>○社会生活自立に向けた支援<br>・次世代育成、地域生活移行等に関する支援 | ○継続         | ○継続         | ○継続         | ○継続 |     |       |
| 事業費(百万円) | 65  | 64          | 64          | 65          |     |     |       |



## 施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

### デジタル技術の活用

- 新型コロナウイルスの感染拡大など社会状況の変化等を踏まえ，対面だけでなく，オンラインを活用した相談支援の実施に努めます。
- マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認等システムを活用し，医療扶助制度の適正化を図ります。

### 共創のまちづくり

- 調布市社会福祉協議会に委託してワンストップ型相談窓口を設置し，相談支援や個別プランの作成，連絡調整等を行い，生活困窮者の自立を支援します（調布ライフサポート）。
- 地域の多様な主体による支え合いの推進に向け，地域福祉コーディネーターをはじめ，地域包括支援センター，地域支え合い推進員，民生委員，こころの健康支援センター等の関係機関と連携を図り，生活困窮者の自立した生活を支援します。
- 調布子ども・若者総合支援事業「ここあ」では，学生ボランティアを活用し，困難を抱える子ども・若者に対する学習支援や生活支援などを行います。

### フェーズフリー

- 災害時（後）も生活困窮者への迅速な対応が可能となるよう，生活保護の業務を担うケースワーカーの育成を進めます。



< 子ども・若者総合支援事業「ここあ」 >